

# ジョイント・インダストリー・ ガイドライン (JIG)

Joint Industry Guide (JIG)

JIG-101 Ed 2.0 和訳版

2009年7月21日(訂正版)

---

電気・電子機器製品に関する含有化学物質情報開示

---

**JIG-101 第2.0版**

(2007年9月発行のJIG-101Aの改訂版)

2009年4月28日

---

DIGITALEUROPE    CEA    JGPSSI

IPC    ITI

EIA    JEDEC    TIA

## Joint Industry Guide (JIG) 和訳版について

グリーン調達調査共通化協議会(JGPSSI)は Joint Industry Guide (JIG) の和訳版 ジョイント・インダストリー・ガイドライン(JIG)を発行するにあたり、JIG 原文と和訳版の取り扱いを以下の通りとします。

1. 初版の JIG-101 は JGPSSI、EIA、EICTA(当時)の共同作業により作成され JGPSSI、EIA 承認の元に発行されました。以来 JGPSSI は本ガイドラインを JGPSSI のガイドラインとして使用しています。  
改訂版 JIG-101 Ed.2.0 の原文(英文)の管理元は CEA(米国民生電子工業会)です。本和訳版 3 ページの注意事項をお読み下さい。JIG 原文は CEA の Web サイトまたは以下の JGPSSI のホームページよりダウンロードできます。 <http://www.jgpssi.jp/>
2. JGPSSI は電気・電子機器に関する含有化学物質調査のガイドラインとして JIG を導入するにあたり、国内の利用者の便宜を図るために和訳版を作成しました。
3. JIG 和訳版と原文の差異が発生した場合には、原文 Joint Industry Guide (JIG) を優先します。
4. JIG 和訳版は JGPSSI のホームページに PDF ファイルのみを掲載し、扱いは他の掲載資料と同様とします。ワードファイルの提供はいたしません。(ページ数は原文と異なります。)
5. JIG 原文が改訂された場合には JIG 和訳版も改訂します。
6. JIG 和訳版に関するご意見・質問等は以下へ連絡下さい。

グリーン調達調査共通化協議会 事務局担当:田島(JEITA 環境部)

TEL:03-5212-8125 E-mail: [a-tajima@jeita.or.jp](mailto:a-tajima@jeita.or.jp)

---

### 改訂履歴:

2005.07.15:新規作成

2006.01.05:訂正版:JGPSSI 現行ガイドラインの失効日変更、

別表 D のレベル B 書式例の語句訂正、別表 F-表 T の物質名称訂正。

2007.12.03:改訂版 JIG-101A 発行に伴う和訳版 JIG-101A の発行

2009.04.28:改訂版 JIG-101 Ed 2.0 発行に伴い、和訳版 JIG-101 Ed 2.0 を発行

2009.05.12:誤記訂正: 別表 E 中の物質名称(PBDE 類)訂正、別表 G 中の EICTA 名称を訂正。

2009.05.20:表 A の脚注の文言を一部修正。別表 B 中の物質群タイトル名称 PBBE 類を PBDE 類に訂正(4ヶ所)。

2009.07.21:主な訂正内容:DEGITALEUROPE を DIGITALEUROPE に訂正、フタル酸エステル類の DINP,DIDP,DNOP

の報告対象の文言修正、鉛の電線などの報告対象の文言修正、均質材料の定義の語句を一部訂正。尚、JIG-101 Ed 2.0 原文の別表 B の放射性物質、ストロンチウムの CAS 番号(正:7440-24-6)および、TBT および TPT の内、トリブチルスズ=シクロペンタンカルボキシラートの CAS 番号(正:85409-17-2)の誤植あり。和訳版では、これらの CAS 番号は先行して訂正済み。

## 注意事項

全米家電協会 (CEA<sup>®</sup>) 基準、会報、その他技術出版物は製造業者と購入者間の誤解をなくし、製品の互換性、改良を容易にし、また購入者がそのニーズに適した製品を出来るだけ速やかに選択し入手できるよう援助して、大衆の利益に資するように作られています。このような基準、会報、その他技術出版物は、国内外いずれで使用されても、CEA の会員または非会員がこれらの基準、会報、その他技術出版物に合致しない製品を製造、販売を妨げるものではなく、また CEA 会員以外の業者が自主的にこれらの基準、会報、その他技術出版物を使用することを妨げるものではありません。

CEA は基準、会報、その他技術出版物を米国規格協会 (ANSI) 特許方針に従って採用しております。そのような活動によって、CEA はパテント保持者に対してなんら責任を負うものではなく、またこの基準、会報、その他技術出版物を採用する側になんら義務を負うものではありません。

本会報はその使用に関連するすべての安全性の問題、または適用されるすべての規制要求事項を取り扱うという趣旨のものではありません。適切な安全性と健康のための実施の確立と、使用前の規制限界の適用判断は本会報の使用者側の責任であります。

(CEA R4 ビデオシステム委員会の認知の元で作成)

## 発行元

©CONSUMER ELECTRONICS ASSOCIATION 2009

Technology & Standards Department

1919 S. Eads Street

Arlington, VA 22202

All rights reserved

Printed in U.S.A.

電気・電子機器製品の含有化学物質情報開示に関するガイドライン

---

はじめに	5
1 範囲	6
2 本ガイドラインの利用	6
3 用語と定義	7
4 材料と化学物質	8
5 データフォーマット	9
6 注意書き	10
別表 A: JIG の報告すべき物質リスト	11
別表 B: CAS 番号/EC 番号付き詳細物質リスト	24
別表 C: 二つの閾値レベルと報告のフローチャート	37
別表 D: データフィールド群	38
別表 E: 含有化学物質情報開示フォーマットの例	39
別表 F: REACH 物質のスクリーニング方法	42
別表 G: JIG の改訂プロセス	45
別表 H: JIG の改訂履歴	47

(ジョイント・インダストリー含有化学物質情報開示ガイドライン国際運営委員会の監督の下で作成)

---

## はじめに

---

電気電子業界は、法令および市場からの要求により、製品の含有化学物質に関する詳細な情報を追跡記録し開示しています。同業界は最終製品に組み込むためにサプライヤから購入する製品の含有化学物質に関する情報を入手する必要があるため、この影響は世界中のサプライチェーンに及びます。

含有化学物質に関する情報は、メーカーが以下のことを実施するのに役立ちます。

- 法令および規則の要求事項を満たすこと。
- 製品デザインの向上を推進すること。
- 顧客、製品リサイクル業者、およびその他利害関係者からの問い合わせに回答すること。

含有化学物質の情報を得るために、多くのメーカーは、含有化学物質情報開示質問書(グリーン調達調査書またはサプライチェーン質問書とも呼ばれている)を作成して、サプライヤが販売する製品に関する情報の開示をサプライヤに求めています。通常これらの質問書は、禁止または制限されている材料および化学物質のリストの形をとり、サプライヤはそれらが製品に含まれていないことを証明しなければなりません。さらに、これらの質問書には、製品に含まれている場合には明示しなければならない材料および化学物質のリストが別に付けられることが多くあり、要求される情報や書式がまちまちなため、サプライヤは含有化学物質情報開示要求への回答に苦労しています。

含有化学物質情報に関する多様な要求により世界中の電気・電子業界が直面しているこの問題に鑑み、業界の代表者から成る作業グループが、含有化学物質情報開示に関する本ガイドラインを作成しました。本ガイドラインは、世界各国のサプライチェーンにおける含有化学物質情報開示要求の内容を統一し、標準化することを目的としています。

---

## 1 範囲

---

本ガイドラインは、電気電子製品への組み込み用として供給される製品に適用されるものであり、電池には適用されますが、包装材料(ダンボールやプラスチック・トレイなど)には適用されません。また、本ガイドラインは供給される製品に含まれる材料および化学物質を対象としており、最終的な製品の一部を構成しない限り、製造工程で使用される化学物質には適用されません。

本ガイドラインは電気電子製品に組み込まれる製品の中に含まれている場合には、サプライヤが開示しなければならない、関連する材料および化学物質についての産業界全体に及ぶ合意を表しています。本ガイドラインは、含有化学物質情報開示プロセスに一貫性と効率性をもたらし、サプライヤとサプライヤの顧客にとって有益なものとなります。そして本ガイドラインにより一貫性のあるデータ交換の書式とツールの開発が促進され、世界中のサプライチェーンにおいてデータ交換の促進と改善が行われます。本ガイドラインは、企業間取引に適用されるものであり、一般大衆が購入を決定する際に使用する事を意図して作成されたものではありません。

本ガイドラインに含まれている事項は、以下の通りです。

- ・ 電気電子製品に含有する場合に開示すべき化学物質のリスト
- ・ 電気電子製品で開示が必要となる含有量(閾値レベルなど)
- ・ 閾値レベルを規定する法的要求事項(該当する場合)
- ・ 情報交換のためのデータフィールド群

本ガイドラインは企業がそのニーズにより必要な場合に、その他の含有化学物質について調査することを妨げませんが、その様な要求は本ガイドラインの範囲には含みません。

---

## 2 本ガイドラインの利用

---

本ガイドラインは、製造業者が物質含有量開示用の開示様式の設定用に使う報告の枠組みを定めるものです。本ガイドラインは、法規制や市場の要求による電気電子製品の物質含有量の開示を管理するために業界が合意した報告閾値とともに、報告対象の物質を定めるものです。第4章に、報告対象の物質とその閾値レベルを設定する基準が記載されています。物質の開示は、製造業者が環境上の要求に応えるべく確認した設計とともに、規制上の表示やまたは報告を満たすものとみなされるため、閾値レベルは必ずしも法規制上の禁止や制限を示すものではありません。本ガイドラインは、サプライヤの製品中に特定閾値を超える物質や材料が含有することをサプライヤが開示しなければならない条件を定めています。閾値レベルを超える物質含有量は、サプライヤの製品が法規制上の要求を除外されているか否かに拘らず、報告しなければなりません。製造者と購入者は、適用規制、設計仕様、あるいはその他の目的に関するサプライヤの製品の状態を判断する上で、このデータが必要であると判断されているため、物質含有量の情報は実際的な価値をもつものとなります。

サプライヤは基準を定めた別表Aに表示した物質カテゴリーや物質を顧客に報告する用意をしておかなければなりません。別表Bには追加的情報があり、包括的にではなく物質カテゴリーの構成要素を表示してあります。本ガイドラインに基づく顧客の要求に応えるのに必要な物質情報がない場合は、サプライヤは必要な情報を得るため自身のサプライヤとともにこのガイドラインを利用してください。報告目的のデータフィールドの推奨セットは別表Dに記載してあります。

物質を報告する必要があるかどうか判断する際には、下記事項を考慮してください。

- 1) 材料や物質が閾値レベルを超えて製品中に含有するときは、その旨を報告してください。この閾値レベルが数値で決められている場合は、含有量がその数値と同じか超えるときは、物質の含有を報告してください。閾値レベルが「意図的添加」と定められているときは、物質がその量に関わらず「意図的添加」の定義に合致する場合には、その物質の含有を報告してください。サプライヤは物質の含有を認識している(または当然認識しているべき)ときはその物質を報告してください。このレベルが二つの報告閾値(表Aの「意図的添加」または数値)を示す場合は、別表C中のフローチャート、図C-1にしたがって報告の必要性和報告レベルを判断してください。
- 2) 物質の報告が特定の報告対象に限定されている場合は(別表Aの表A参照)、その物質が閾値レベルを超えていて、かつ製品が報告対象に入っているときにのみ、報告が必要です。
- 3) ある物質に異なる報告対象に対する法的あるいは法規制上の要求の変動のため、複数の閾値レベルがある場合には、閾値レベルを超えるそれぞれの報告対象について個別の報告が必要です。
- 4) 製品中に含有しない、または閾値レベル未満の含有の場合には報告は必要ありません。

---

### 3 用語と定義

---

本ガイドラインでは以下の定義を適用します。

**均質材料:** 均質材料とは、異なる材料へと機械的に解体できない素材を意味します。

- 均質という用語は、「全体的に一様な組成であること」を意味します。「均質材料」の例は、個々のタイプのプラスチック、セラミック、ガラス、金属、めっき、紙、未実装基板、樹脂、コーティングなどです。
- 機械的に解体という用語は、その材料が、原則として、例えば以下のような機械的操作によって分離できることを意味します: ねじ外し、切断、破壊、粉碎及び研磨工程。

**意図的添加:** 特定の特性、外観、または品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に、製品の形成時に故意に使用することです。

**材料:** 材料は 1 つ以上の化学物質から成っています。(たとえば、合金は材料であるが、合金自体は多数の異なる化学物質からできています)

**製品:** 回答者が電気電子業界に供給する物品（例えば、組み立て品、サブアッセンブリー、部品）。「製品」という用語は、そのファミリー中の製品が同様の機能を果たし、一致した含有化学物質開示となる場合にその製品ファミリーも含まれます。

注： EU REACH 規則（化学品の登録、評価、認可、規制）のもとでは、製品は「アーティクル」と称します。

**報告対象:** 使用の用途

注： この用途は法律で示された範囲の中で定義されます。例として、電池、織物、木材等。

**化学物質:** 化学物質とは化学元素および化学元素の化合物です。（例：鉛（化学元素）、酸化鉛（化合物）、ポリ塩化ビニル（化合物））米国化学会の化学情報検索システムの登録番号（RN）（CAS 番号）及び又は European Chemical（EC 番号）がすべての化学元素とそれらの殆んどの化合物に付けられているので、識別に利用して下さい。CAS 番号又は EC 番号が周知されている場合には、それらが（別表 B に）提供されています。

**閾値レベル:** 製品に含まれる化学物質がこの値を超える（もしくは同一の値になる）と、本ガイドラインの要求事項にしたがって開示しなければならない限界を示す濃度レベル。

閾値レベルの数値は重量%（百万分率又は ppm）で表されます。1,000ppm = 0.1%として換算されます。

---

## 4 材料と化学物質

---

本ガイドラインでは、化学物質を開示すべきかどうかを判断するために 3 つの基準を設定しています。結果として開示すべき化学物質のリストは、当該材料や化学物質が規定された閾値レベルを超えて、製品に含まれているときには開示するだけの正当な理由があると業界が判断した当該基準に基づいていません。

- 基準 1- R（法規制対象）
  - (a) 使用の禁止、(b) 使用の制限、(c) 報告義務、またはその他の規制効果（例：表示）のいずれかを定めた現行法の規制を受ける化学物質であり、当該化学物質特定の規制要件が現在有効であるか、または今後 24 カ月以内に発効する予定である場合
- 基準 2 - A（評価用のみ）
  - 現行法の規制を受ける可能性がある化学物質であり、当該化学物質特定の規制要件の発効日が不確定である場合
- 基準 3 - I（情報提供用のみ）



規制されていない化学物質であるが、電気電子製品における当該化学物質の含有量を報告することについて認められた市場の要求が存在する場合。報告は、広く採用された業界の環境関連合意または業界標準に関する企業の評価を容易にするために利用される。

下記基準により物質／材料の報告のための閾値レベルを定めます。

- ある物質の含有量閾値を定めた法または規制がある場合は、その法で定めた濃度値がその物質の閾値レベルとなります。
- ある物質の閾値レベルは、法がその様な情報を特定していれば、報告対象とされます。
- 適用対象に複数の法や規制が適用対象の一つの物質に適用される場合は、すべての法令中最低濃度が閾値として適用されます。
- ある物質が複数の法で規制され、どの法も製品または材料中の濃度限界を指定していない場合、「意図的添加」が閾値となります。
- 基準 3-1 に該当する物質に対して、業界標準または業界合意で別の限界値が指定されていない場合には、デフォルト閾値レベルを製品の0.1重量%(1,000ppm)とします。

---

## 5 データフォーマット

---

本ガイドラインでは、情報開示の骨組みを規定します。この骨組みには、必須のデータフィールドと任意のデータフィールドが含まれています。任意のデータフィールドは、依頼者の判断により追加することができます。別表 D には必須のデータフィールドと任意のデータフィールドが含まれています。

本ガイドラインを運用するにあたって企業が使用できるさまざまなデータフォーマットとツールがあります。これらのツールは、紙の書式や電子化されたスプレッドシートから、報告標準 IPC-1752 群の様な XML ベースの E ビジネス・ソリューションまで多岐に渡りますが、本ガイドラインでは特定のツールの使用を指示することはしていません。むしろ、最低限のデータフィールドと利用可能な任意のデータフィールドを設定し、企業がそれぞれのビジネスニーズに最も合致したツールを選択する自由を認めています。したがって、必須のフィールドと本ガイドラインに含まれていないその他のフィールドを含むデータフォーマットとツールの使用を企業が選択しても本ガイドラインには合致しています。

別表 E に、シンプルな含有化学物質情報開示フォーマットの例を 2 つ示します。最初の例には、必須のフィールドしか含まれていません。2 番目の例には、必須のフィールドと任意の「ネガティブデクラレーション」フィールドが含まれています。また、別表 E はその他の含有化学物質情報開示フォーマットとツールにも言及しています。

---

## 6 注意書き

---

本ガイドラインおよび本書の別表では、リストの中のいくつかの物質について法令の引用と規制上の制限について言及していますが、これらの引用および規制上の制限を遵守目的で利用しないで下さい。別表には、物質に関する使用例ならびに法的規制・禁止の例も提示されていますが、それらの例は参照のためだけのものであり、すべての使用例・規制・禁止を包括的に言及しているわけではないので、遵守目的で使用しないで下さい。個別の遵守要件については弁護士にご相談ください。本ガイドラインに記載された目的に合致しない本書の使用については、CEA, DIGITALEUROPE または JGPSSI は認可も保証もしません。また、本ガイドラインに物質がリストアップされていても、その列挙によってそれらの安全、環境または健康への影響に関する業界の判断を暗示または意味しているわけではありません。

---

**別表 A(規範) JIG の報告すべき物質リスト**

---

閾値レベルはその使用を禁じ、または制限し、あるいは報告または表示を必要とする適用法定要求事項により設定されています。よって、閾値レベルが満たされているか否かの評価は、関連法定要求事項に基づいて行われます。新規の法により禁止、制限、表示、または報告目的の閾値がより低く設定される場合には、それに伴い閾値と規制例が改訂されます。サプライヤは任意に、表Aに示す閾値レベル未満の濃度を報告することが出来ますが、これはJIGの意図を満たすために要求されるものではありません。

注1: この閾値レベルが数値として設定される場合は、含有する物質の量がその値に等しいかまたは超えている時には、その物質の含有を報告しなければなりません。「意図的添加」に対して閾値レベルが設定されている場合は、物質が「意図的添加」の定義に合致する時には、量に関係なくその物質の含有を報告しなければなりません。サプライヤはその物質の含有を認識している(あるいは当然に認識しているべき)場合には、その物質の含有を報告しなければなりません。このレベルが二つの報告閾値(「意図的添加」または表Aに示す数値)を表わす場合は、別表C中のフローチャート図C-1に従い、報告の必要性和、報告のレベルを判断して下さい。

注2: 表A中の主な法規制、または業界標準、合意例、事例欄は参考用です。法規制例欄は世界中の適用可能なすべての法規制を示すものではありません。報告閾値の設定に責を負う要求事項を示すものです。

注3: 表Aの主な法規制の情報は包括的なリストではありません。遵法に関する追加情報が必要な場合は、弁護士にご相談ください。

注4: 化学物質群の中にはその中の一部の化学物質だけが規制されているような場合があります。詳細については、別表Bを参照して下さい。

注5: 無機化学物質群については、開示部分に含有するその元素の形態が単体であるか、化合物または合金であるかを問わず、算定および報告はその化合物の質量ではなく無機元素部分の総質量を基準としなければなりません。有機化学物質群については、化合物の総質量を基準としなければなりません。表AにCAS番号で示されている物質の場合、算定と報告は当該物質の総質量に基づかなければなりません。

表 A – JIG 報告すべき物質のリスト

物質/ カテゴリー <sup>(1)</sup>	CAS #/EC#	開示基本基準 1-R (法規制) 2-A (評価) 3-I (情報)	主な法令または工業基準/合意例	報告対象	閾値レベル (報告レベル)	使用例
アスベスト類	別表 B 参照	R	EU 指令 76/769/EC および EU 指令 91/339/EEC; 米国 TSCA; 化学製品によるリスク低減に関するスイス条例	すべて	意図的添加	ブレーキライニングパッド、絶縁体、充填材、研磨剤、絶縁体、充填材、顔料、塗料、タルク、断熱材
一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料 <sup>(2)</sup>	別表 B 参照	R	EU指令76/769/EEC および指令 2002/61/EC; EU 指令 2003/03/EEC	織物と皮革	仕上がり織物/皮革製品の 0.003 重量% (30 ppm)	顔料、染料、着色料
酸化ベリリウム (BeO) <sup>(1)</sup>	CAS# 1304-56-9	I	DIGITALEUROPE <sup>(3)</sup> /CECED/AeA <sup>(4)</sup> /EERA ガイダンス	セラミックス	製品の 0.1 重量% (1,000ppm)	セラミックス
臭素系難燃剤 (PBB と PBDE 又は HBCDD 以外)	別表 B 参照	I	DIGITALEUROPE <sup>(3)</sup> /CECED/AeA <sup>(4)</sup> /EERA ガイダンス	プリント配線基板ユニットに含まれるものを除く、25 グラムを超えるプラスチック部品	製品の 0.1 重量% (1,000ppm)	難燃剤、積層プリント配線基板、コネクタ、パッケージ成形体 シーリング

物質/ カテゴリー <sup>(1)</sup>	CAS #/EC#	開示基本基準 1-R (法規制) 2-A (評価) 3-I (情報)	主な法令または工業基準/合意例	報告対象	閾値レベル (報告レベル)	使用例
カドミウム/カドミウム化合物	別表 B 参照	R	EU 指令 76/769/EEC; EU 指令2002/95/EC; 中国 MII 法; 韓国 RoHS; 日本 J-MOSS; 米国/カリフォルニア州 SB-20/50	電池をのぞく すべて	均質材料の 0.01 重量% (100 ppm)	顔料、耐食表面処理、電気および電子材料、光学材料、安定剤、めっき、樹脂用顔料、蛍光灯、電極、はんだ、電気接点、接点、亜鉛めっき、PVC 用安定剤
カドミウム/カドミウム化合物	別表 B 参照	R	化学製品によるリスク低減に関するスイス条例; EU 指令2006/66/EC	電池 <sup>(5)</sup>	電池の 0.0005 重量% (5 ppm)	電池
六価クロム化合物	別表 B 参照	R	EU指令 2002/95/EC; 中国 MII 法; 韓国 RoHS; 日本 J-MOSS; 米国/カリフォルニア州 SB-20/50	すべて	均質材料の 0.1 重量% (1,000 ppm)	顔料、塗料、インク、触媒、めっき、耐食表面処理、染料、塗料乾燥、表面処理、クロム処理、塗料付着性強化、耐食

物質/ カテゴリー <sup>(1)</sup>	CAS #/EC#	開示基本基準 1-R (法規制) 2-A (評価) 3-I (情報)	主な法令または工業基準/合意例	報告対象	閾値レベル (報告レベル)	使用例
五酸化二ヒ素 <sup>(1)</sup>	CAS# 1303-28-2	R	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条および 7.2	すべて	製品の 0.1 重量 % (1,000ppm)	ガラス
三酸化二ヒ素 <sup>(1)</sup>	CAS# 1327-53-3	R	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条および 7.2	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000ppm)	ガラス
フッ素系温室効果ガス ( PFC, SF6, HFC)	別表 B 参照	R	EU 規制 No. 842/2006; 部分的および全体的フッ素化炭化水素、6 フッ化硫黄の禁止と規制に関する 農業、森林、環境、および水質管理所管連邦大臣によるオーストリア条例	すべて	意図的添加	冷媒、吹き付け剤、消火剤、洗剤、絶縁材、苛性ガス
ホルムアルデヒド	別表 B 参照	R	米国/カリフォルニア州 CARB 規則	複合木材製品 (合板、パーティクルボード、MDF) または部品 <sup>(6)</sup>	意図的添加	ステレオキャビネット、キオスク囲い

物質/ カテゴリー <sup>(1)</sup>	CAS #/EC#	開示基本基準 1-R (法規制) 2-A (評価) 3-I (情報)	主な法令または工業基準/合意例	報告対象	閾値レベル (報告レベル)	使用例
ホルムアルデヒド	別表 B 参照	R	オーストリア- BGB I 1990/194: ホルムアルデヒド規制 §2, 12/2/1990;  リトアニア衛生基準 HN 96:2000 (衛生基準および規制)	織物	織物製品の 0.0075 重量% (75 ppm)	織物
ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD) およびすべての主要ジアステレオ異性 体 <sup>(1)</sup>	CAS #25637-99-4 and CAS #3194-55-6  (ジアステレオ異性 体 CAS #につい ては別表 B 参 照)	R	REACH 規則 (EC) No 1907/2006の33 条および7.2	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000ppm)	難燃剤: 主に発泡ポリスチ レンとある種の繊維に使用され る。

物質/ カテゴリー <sup>(1)</sup>	CAS #/EC#	開示基本基準 1-R (法規制) 2-A (評価) 3-I (情報)	主な法令または工業基準/合意例	報告対象	閾値レベル (報告レベル)	使用例
鉛/鉛化合物	別表 B 参照	R	EU指令 2002/95/EC; 中国 MII 法; 韓国 RoHS; 日本 J-MOSS; 米国/カリフォルニア州 SB-20/50	下記に示す対象以外のすべて	均質材料の 0.1 重量% (1,000 ppm)	ゴム硬化剤、顔料、塗料、潤滑剤、プラスチック安定剤、電池材料、快削合金、快削鋼、光学材料、CRT ガラスの X 線遮蔽、電気はんだ材料、メカはんだ材料、硬化剤、加硫剤、強誘電体材料、樹脂安定剤、めっき、合金、樹脂添加剤
鉛/鉛化合物	別表B参照	R	米国家庭用品安全性向上法	主として12歳以下の子供向けの消費者製品	子供用製品の 0.03 重量% (300 ppm)	電子玩具製品
鉛/鉛化合物	別表B参照	R	米国家庭用品安全性向上法	玩具及び子供向け製品の塗料又は表面塗装	表面塗装の 0.009 重量%	玩具



物質/ カテゴリー <sup>(1)</sup>	CAS #/EC#	開示基本基準 1-R (法規制) 2-A (評価) 3-I (情報)	主な法令または工業基準/合意例	報告対象	閾値レベル (報告レベル)	使用例
鉛/鉛化合物	別表B参照	R	米国/カリフォルニア州プロポジション ン65 判例法	熱硬化性樹脂 または熱可塑 性樹脂で被覆 された電線・ケ ーブル又はコ ード	表層被覆の0.03重 量% (300 ppm)	被覆電線/コード
鉛/鉛化合物	別表 B 参照	R	EU 指令 2006/66/EC	電池 <sup>(5)</sup>	電池の0.004重 量% (40 ppm)	電池
水銀/水銀化合物	別表 B 参照	R	水銀暴露の包括的管理に関する ヴァーモント州法; ロードアイランド州一般法 23-24.9 および2007年修正;ルイ ジアナ州水銀危険低減法; 2002/95/EC; 76/769/EEC; 中国 MII 法; 韓国 RoHS; 日本 J-MOSS; 米国/カリフォルニア州SB-20/50	電池以外すべ て	意図的添加または 均質材料 <sup>(7)</sup> の0.1 重量% (1,000 ppm)	蛍光灯、電気接点材料、顔 料、耐食剤、スイッチ類、高 効率発光体、抗菌処理

物質/ カテゴリー <sup>(1)</sup>	CAS #/EC#	開示基本基準 1-R (法規制) 2-A (評価) 3-I (情報)	主な法令または工業基準/合意例	報告対象	閾値レベル (報告レベル)	使用例
水銀/水銀化合物	別表 B 参照	R	ニューヨーク州: 電池削減および除去 ニューヨーク州環境保全法 § 27-0719; 乾電池の製造、輸入、販売に関する台湾の規制; 中国 QZHG 1997 No. 4: 電池の水銀含有量制限に関する規制; 韓国: 工業製品品質管理と安全管理に関する法; 電池規制; 2006/66/EC	電池 <sup>(5)</sup>	電池の 0.0001 重量% (1 ppm)	電池
ニッケル <sup>(8)</sup>	別表 B 参照	R	EU 指令 76/769/EEC および EU 指令 94/27/EC	長時間皮膚に接する場合はすべて <sup>(6)</sup>	意図的添加	ステンレス鋼、めっき; 長時間皮膚接触の適用例: ヘッドホーン
オゾン層破壊物質	別表 B 参照	R	モントリオール議定書 EU EC No. 2037/2000 米国大気浄化法	すべて	意図的添加	冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤
過塩素酸塩	別表 B 参照	R	米国カリフォルニア州 DTSC 規則設定	すべて	製品の 0.0000006 重量% (0.006 ppm)	コインセル電池

物質/ カテゴリ <sup>(1)</sup>	CAS #/EC#	開示基本基準 1-R (法規制) 2-A (評価) 3-I (情報)	主な法令または工業基準/合意例	報告対象	閾値レベル (報告レベル)	使用例
パーフルオロオクタン sulfonate 酸塩 (PFOS)	別表 B 参照	R	76/769/EEC および 2006/122/EC; カナダ環境保護 法 SOR/SOR/2008-178	すべて	意図的添加	フィルムとプラスチックの帯 電防止剤
フェノール、2-(2H-ベンゾトリアゾール -2-yl)-4,6-ビス(1,1-ジメチルエチル) <sup>(1)</sup>	CAS# 3846-71-7	R	化学物質評価に関する日本の法	すべて	意図的添加	接着剤、塗料、印刷インク、 プラスチック、インクリボン、 パテ、コーキングまたはシー ル用充填材
フタル酸エステル類 <sup>(1)</sup> DEHP DBP BBP	CAS# 117-81-7 CAS# 84-74-2 CAS# 85-68-7	R	REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条および 7.2; EU Directive 2005/84/EC	すべて	製品の 0.1 重量 % (1,000 ppm)	可塑剤、染料、顔料、塗料、 インク、接着剤、潤滑材
フタル酸エステル類 <sup>(1)</sup> DINP DIDP DNOP	CAS# 28553-12-0 CAS# 68515-48-0 CAS# 26761-40-0 CAS# 68515-49-1 CAS# 117-84-0	R	EU 指令 2005/84/EC; 家庭用品安全性向上法	子供の口に入 る玩具、または 育児用品	可塑化した材料の 0.1 重量% (1,000 ppm)	可塑剤、染料、顔料、塗料、 インク、接着剤、潤滑材

物質/ カテゴリー <sup>(1)</sup>	CAS #/EC#	開示基本基準 1-R (法規制) 2-A (評価) 3-I (情報)	主な法令または工業基準/合意例	報告対象	閾値レベル (報告レベル)	使用例
ポリ臭化ビフェニル類 (PBB類)	別表B参照	R	EU 指令2002/95/EC; 中国 MII 法; 韓国 RoHS; 日本 J-MOSS	すべて	均質材料の 0.1 重量 % (1,000 ppm)	難燃剤
ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	別表B参照	R	EU 指令2002/95/EC; 中国 MII 法; 韓国RoHS; 日本 J-MOSS	すべて <sup>(9)</sup>	均質材料中の 0.1 重量 % (1,000 ppm)	難燃剤
デカ-BDE (PBDE)	CAS# 1163-19-5	R	メイン州法: 38 章§1609 臭化難燃剤の販売および流通に関する規制	テレビおよびコンピュータハウジング	意図的添加	難燃剤
ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類) および特定代替品	別表B参照	R	化学物質評価に関する日本の法; EU 指令76/769/EEC; 米国 TSCA.	すべて	意図的添加	絶縁油、潤滑油、電気絶縁材、溶媒、電解液;可塑剤、防火材、電線とケーブル用コーティング剤、誘電体シーラント

物質/ カテゴリー <sup>(1)</sup>	CAS #/EC#	開示基本基準 1-R (法規制) 2-A (評価) 3-I (情報)	主な法令または工業基準/合意例	報告対象	閾値レベル (報告レベル)	使用例
ポリ塩化ターフェニル類 (PCT類)	別表B参照	R	化学物質評価に関する日本の法; EU 指令76/769/EEC; 米国 TSCA.	すべて	意図的添加	絶縁油、潤滑油、電気絶縁材、溶媒、電解液;可塑剤、防火材、電線とケーブル用コーティング剤、誘電体シーラント
ポリ塩化ナフタレン類 (塩素原子3個以上)	別表B参照	R	化学物質評価に関する日本の法	すべて	意図的添加	潤滑材、塗料、安定剤(電気特性、耐炎性、耐水性) 絶縁材、難燃剤
ポリ塩化ビニル	別表B参照	I	IEEE1680 (EPEAT: 電子製品環境アセスメントツール)	すべて	製品の0.1重量% (1,000 ppm)	絶縁材、耐薬品性、透明性、シーズ材
放射性物質	別表B参照	R	EU-D 96/29/Euratom; 核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する日本の法、 1986年; 米国 NRC	すべて <sup>(6)</sup>	意図的添加	光学特性(トリウム)、測定装置、ゲージ類、検出器

物質/ カテゴリー <sup>(1)</sup>	CAS #/EC#	開示基本基準 1-R (法規制) 2-A (評価) 3-I (情報)	主な法令または工業基準/合意例	報告対象	閾値レベル (報告レベル)	使用例
短鎖型塩化パラフィン類 (C10 – C13) <sup>(1)</sup>	CAS # 85535-84-8	R	REACH 規則 (EC) No 1907/2006の33条および7.2、ノ ルウェー製品規制 FOR-2004-06-01-922; , 化学製品によるリスク低減に関 するスイス条例	すべて	製品の 0.1 重量% (1,000 ppm)	PVC 用可塑剤、難燃剤
一部のトリブチルスズ (TBT) およびト リフェニルスズ (TPT)化合物	別表 B 参照	R	化学物質評価に関する日本の法	すべて	意図的添加	安定剤、酸化防止剤、抗菌 抗かび剤、防汚染剤、防腐 剤、抗かび剤、塗料、顔料、 耐汚染剤
トリブチルスズ=オキシド (TBTO) <sup>(1)</sup>	CAS# 56-35-9	R	化学物質評価に関する日本の法、 REACH 規則 (EC) No 1907/2006 の 33 条および 7.2	すべて	意図的添加、 または製品の 0.1 重量 % (1,000 ppm) <sup>(7)</sup>	防腐剤、防かび剤、塗料、顔 料、耐汚染剤、冷媒、発泡 剤、消火剤、洗浄剤
リン酸トリス (2-クロロエチル) (TCEP) <sup>(1)</sup>	CAS# 115-96-8	A	ECHA のRegistry of Intentions	すべて	製品の 0.1 重量 % (1,000 ppm)	難燃剤

脚注:

- (1) 物質が CAS 番号とともに表 A に掲載されている場合、報告はその特定の CAS 番号の物質のみに対して行うこと。特定の CAS 番号のない物質については、別表 B の表を参照の上、該当物質カテゴリー内の共通物質の例を見つけてください。
- (2) 欧州共同体のアゾ染料使用禁止は、アゾ基の還元切断により別表 B のリストの 22 の芳香族アミンの 1 つが生成される特定アゾ染料・顔料に適用されます。閾値レベルはアゾ染料・顔料ではなく、これらのアミンに適用されるものです。
- (3) 以前は EICTA として知られていました。
- (4) 現在は TechAmerica の一部です。
- (5) 電池の報告閾値は最も厳格な法的要求事項に基づいています。ただし、法律上の基本的要求事項は一つの型の電池にのみ適用されますが、簡単にするために、同一の報告閾値レベルをすべての種類の電池に対して設定してあります。
- (6) 本適用対象中の物質に対する規制閾値は、製品中の濃度よりも放出量あるいは暴露限界に基づいています。規制限界は次の通りです。
  - 複合木製品中のホルムアルデヒド: 2010年までは0.08ppm(製品からのガス状放出量として測定)
  - 長期間皮膚接触のニッケル: 0.5マイクログラム/cm<sup>2</sup>/週、DIN EN 1811による。
  - 放射性物質: 0.1mの距離にて1 μSv h<sup>-1</sup>を超える線量率

放出量と暴露レベルは濃度レベルでは得られないため、規制限界に対する適合テストは、その物質が報告製品中に含有しているのであれば正当な根拠とみなされます。その物質の含有が分かっている場合、アーティクル中の0.1重量%のデフォルト濃度を放出規制の適合テストに適合するものとして、含有量の推定値として報告することが出来ます。
- (7) 二つの報告閾値の適用方法の説明については別表Cを参照してください。
- (8) ニッケルは長時間の皮膚暴露(例えば携帯用電子製品の外装ケース)となるような場合には、該当する適用規制に従って報告しなければなりません。製品の外装ケース内に収めるように設計したニッケルの使用または部品中に含有されるニッケルは、報告の必要はありません。
- (9) テレビとコンピュータハウジングには デカ-BDEに対してのみ低い報告閾値があります。詳しくは個別にリストされているデカ-BDEを参照してください。

別表B (参考情報)化学物質の 詳細なリスト (CAS番号/EC番号付き)

以下のリストはすべてを網羅しているわけではありません。これらに適用され有効な場合にはCAS番号/EC番号の付いている化学物質を例示しているにすぎません。

表 - アスベスト類

アスベスト類	CAS 番号
アスベスト類	1332-21-4
アクチノライト	77536-66-4
アモサイト (Grunerite)	12172-73-5
アンソフィライト	77536-67-5
クリソタイル	12001-29-5
クロソドライト	12001-28-4
トレモライト	77536-68-6

表 - 一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料

特定アミン	CAS 番号
4-アミノビフェニル	92-67-1
ベンジジン	92-87-5
4-クロロ-2-メチルアニリン	95-69-2
2-ナフチルアミン	91-59-8
o-アミノアゾトルエン	97-56-3
5-ニトロ-o-トルイジン	99-55-8
p-クロロアニリン	106-47-8
2, 4-ジアミノアニソール	615-05-4
4, 4'-メチレンジアニリン	101-77-9
3, 3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
3, 3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
3, 3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジメチルジフェニルメタン	838-88-0
6-メトキシ-m-トルイジン	120-71-8
4,4'-メチレン-ビス(2-クロロアニリン)	101-14-4
4,4'-オキシジアニリン	101-80-4
4, 4'-ジアミノジフェニルスルフィド	139-65-1
o-トルイジン	95-53-4
4-メチル-m-フェニレンジアミン	95-80-7
2, 4, 5-トリメチルアニリン	137-17-7
o-アニシジン	90-04-0
4-アミノアゾベンゼン	60-09-3

注: 欧州共同体のアゾ染料使用禁止は、アゾ基の還元切断により上記の 22 の芳香族アミンの 1 つが生成される特定アゾ染料・顔料に適用されます。



表 - 酸化ベリリウム

酸化ベリリウム	CAS 番号
酸化ベリリウム	1304-56-9

表 - 臭素系難燃剤(PBB 類、PBDE 類 又は HBCDD をのぞく)

臭素系難燃剤(PBB 類、PBDE 類 又は HBCDD をのぞく)	CAS 番号
ISO 1043-4 コード番号 FR(14)[脂肪族／脂環式臭素化合物]の表記法に該当する臭素系難燃剤	-
ISO 1043-4 コード番号 FR(15)[脂肪族／脂環式臭素化合物とアンチモン化合物の組み合わせ]の表記法に該当する臭素系難燃剤	-
ISO 1043-4 コード番号 FR(16)[芳香族臭素化合物(臭素化ジフェニルエーテル及びビフェニルを除く)]の表記法に該当する臭素系難燃剤	-
ISO 1043-4 コード番号 FR(17)[芳香族臭素化合物(臭素化ジフェニルエーテル及びビフェニルは除く)とアンチモン化合物の組み合わせ]の表記法に該当する臭素系難燃剤	-
ISO 1043-4 コード番号 FR(22)[脂肪族／脂環式塩素化及び臭素化合物]の表記法に該当する臭素系難燃剤	-
ISO 1043-4 コード番号 FR(42)[臭素化有機リン化合物]の表記法に該当する臭素系難燃剤	-
ポリ(2,6-ジブROMフェニレンオキシド)	69882-11-7
テトラデカブROM-P-ジフェノキシベンゼン	58965-66-5
1,2-ビス(2,4,6-トリブROMフェノキシ)エタン	37853-59-1
3,5,3',5'-テトラブROMビスフェノール A(TBBA)	79-94-7
TBBA(構造特定せず)	30496-13-0
TBBA(エピクロロヒドリンオリゴマー)	40039-93-8
TBBA (TBBA-ジグリシジルエーテルオリゴマー)	70682-74-5
TBBA (炭酸オリゴマー)	28906-13-0
TBBA 炭酸オリゴマー、フェノキシエンドキャップト	94334-64-2
TBBA 炭酸オリゴマー、2,4,6-トリブROMフェノールターミネイテッド	71342-77-3
TBBA ビスフェノール A ホスゲンポリマー	32844-27-2
臭素化エポキシレジン、トリブROMフェノールエンドキャップト	139638-58-7
臭素化エポキシレジン、トリブROMフェノールエンドキャップト	135229-48-0
TBBA-(2,3-ジブROMプロピルエーテル)	21850-44-2
TBBA ビス-(2-ヒドロキシエチルエーテル)	4162-45-2
TBBA ビス(アリルエーテル)	25327-89-3
TBBA ジメチルエーテル	37853-61-5

臭素系難燃剤(PBB 類、PBDE 類 又は HBCDD をのぞく) (続き)	CAS 番号
テトラブロモビスフェノール S	39635-79-5
TBBS ビス-(2,3-ジブロモプロピルエーテル)	42757-55-1
2,4-ジブロフェノール	615-58-7
2,4,6-トリブロモフェノール	118-79-6
ペンタブロモフェノール	608-71-9
2,4,6-トリブロモフェニルアリルエーテル	3278-89-5
トリブロモフェニルアリルエーテル(構造特定せず)	26762-91-4
テトラブロモフタル酸ジメチル	55481-60-2
テトラブロモフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	26040-51-7
2-(2-ヒドロキシエトキシ)エチル-2-ヒドロキシプロピルテトラブロモフタレート	20566-35-2
TBPA、グリコール-アンドプロピレン-オキシドエステル	75790-69-1
N,N'-エチレン-ビス-(テトラブロモ-フタルイミド)	32588-76-4
エチレン-ビス(5,6 ジブロモノルボルナン-2,3-ジカルボキシミド)	52907-07-0
2,3-ジブロモ-2-ブテン-1,4-ジオール	3234-02-4
ジブロモネオペンチルグリコール	3296-90-0
2,3-ジブロモプロパノール	96-13-9
トリブロモ-ネオペンチルアルコール	36483-57-5
ポリトリブロモステレン	57137-10-7
トリブロモステレン	61368-34-1
ジブロモ-ステレン、PP グラフテイド	171091-06-8
ポリジブロモステレン	31780-26-4
ブロモ/クロロパラフィン類	68955-41-9
ブロモ/クロロアルファオレフィン	82600-56-4
ブロモエチレン	593-60-2
トリス(2,3-ジブロモプロピル)イソシアヌル酸	52434-90-9
トリス(2,4-ジブロモフェニル)フォスフェート	49690-63-3
トリス(トリブロモ-ネオペンチル)フォスフェート	19186-97-1
塩素化、臭素化リン酸エステル	125997-20-8
ペンタブロモトルエン	87-83-2
ペンタブロモベンジルブロミド	38521-51-6
臭素化 1,3-ブタジエンホモポリマー	68441-46-3
ペンタブロモベンジルアクリレートモノマー	59447-55-1
ペンタブロモベンジルアクリレートポリマー	59447-57-3
デカブロモジフェニルエタン	84852-53-9
トリブロモビスフェニルマレインイミド	59789-51-4
臭素化トリメチルフェニルリンデン	-
その他の臭素系難燃剤	-

臭素系難燃剤(PBB 類、PBDE 類 又は HBCDD をのぞく) (続き)	CAS 番号
テトラブロモシクロオクタン	31454-48-5
1,2-ジブロモ-4-(1,2-ジブロモメチル)シクロヘキサン	3322-93-8
TBPA Na ソルト	25357-79-3
テトラブロモフタル酸無水物	632-79-1

表 - カドミウム／カドミウム化合物

カドミウム／カドミウム化合物	CAS 番号
カドミウム	7440-43-9
酸化カドミウム	1306-19-0
硫化カドミウム	1306-23-6
塩化カドミウム	10108-64-2
硫酸カドミウム	10124-36-4
その他のカドミウム化合物	-

表 - 六価クロム化合物

六価クロム化合物	CAS 番号
酸化クロム(VI)	1333-82-0
クロム酸バリウム	10294-40-3
クロム酸カルシウム	13765-19-0
三酸化クロム	1333-82-0
クロム酸鉛	7758-97-6
クロム酸ナトリウム	7775-11-3
重クロム酸ナトリウム	10588-01-9/ EC番号 234-190-3
クロム酸ストロンチウム	7789-06-2
重クロム酸カリウム	7778-50-9
クロム酸カリウム	7789-00-6
クロム酸亜鉛	13530-65-9
その他の六価クロム化合物	-

表 - 五酸化二ヒ素

五酸化二ヒ素	CAS 番号	EC 番号
五酸化二ヒ素	1303-28-2	215-116-9

表 - 三酸化二ヒ素

三酸化二ヒ素	CAS 番号	EC 番号
三酸化二ヒ素	1327-53-3	215-481-4

表 - フッ素系温室効果ガス - PFC, SF<sub>6</sub>, HFC

フッ素系温室効果ガス	CAS 番号
4 フッ化炭素 (パーフルオロメタン)	75-73-0
パーフルオロエタン (ヘキサフルオロエタン)	76-16-4
パーフルオロプロパン(オクタフルオロプロパン)	76-19-7
パーフルオロブタン (デカフルオロブタン)	355-25-9
パーフルオロペンタン(ドデカフルオロペンタン)	678-26-2
パーフルオロヘキサン (テトラデカフルオロヘキサン)	355-42-0
パーフルオロシクロブタン	115-25-3
6 フッ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	2551-62-4
トリフルオロメタン - (HFC-23)	75-46-7
ジフルオロメタン(HFC-32)	75-10-5
フッ化メチル - (HFC-41)	593-53-3
2H,3H-デカフルオロペンタン- (HFC-43-10mee)	138495-42-8
ペンタフルオロエタン (HFC-125)	354-33-6
1,1,2,2-テトラフルオロエタン - (HFC-134)	359-35-3
1,1,1,2- テトラフルオロエタン- (HFC-134a)	811-97-2
1,1-ジフルオロエタン- (HFC-152a)	75-37-6
1,1,2-トリフルオロエタン-(HFC-143 )	430-66-0
1,1,1-トリフルオロエタン - (HFC-143a)	420-46-2
2H-ヘプタフルオロプロパン- (HFC-227ea)	431-89-0
1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン ( HFC-236cb)	677-56-5
1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン - (HFC-236ea)	431-63-0
1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン- (HFC-236fa)	690-39-1
1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン- (HFC-245ca)	679-86-7
1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン - (HFC-245fa)	460-73-1
1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタン - (HFC-365mfc)	406-58-6

表 - ホルムアルデヒド

ホルムアルデヒド	CAS 番号
ホルムアルデヒド	50-00-0

表 - ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)

HBCDD および全主要ジアステレオ異性体	CAS 番号	EC 番号
ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	25637-99-4 および 3194-55-6	247-148-4 および 221-695-9
α-ヘキサブロモシクロドデカン	134237-50-6	-
β-ヘキサブロモシクロドデカン	134237-51-7	-
γ-ヘキサブロモシクロドデカン	134237-52-8	-

表 - 鉛／鉛化合物

鉛／鉛化合物	CAS 番号
鉛	7439-92-1
硫酸鉛(II)	7446-14-2
炭酸鉛	598-63-0
炭酸水酸化鉛(亜炭酸鉛)	1319-46-6
酢酸鉛	301-04-2
酢酸鉛(II)、三水和物	6080-56-4
リン酸鉛	7446-27-7
セレン化鉛	12069-00-0
酸化鉛(IV)	1309-60-0
酸化鉛(II,IV)	1314-41-6
硫化鉛(II)	1314-87-0
酸化鉛(II)	1317-36-8
塩基性炭酸鉛(II)	1319-46-6
炭酸水酸化鉛	1344-36-1
リン酸鉛(II)	7446-27-7
クロム酸鉛(II)	7758-97-6
チタン酸鉛(II)	12060-00-3
硫酸鉛	15739-80-7
三塩基性硫酸鉛	12202-17-4
ステアリン酸鉛	1072-35-1
その他鉛化合物	-

表 - 水銀／水銀化合物

水銀／水銀化合物	CAS 番号
水銀	7439-97-6
塩化第2水銀	33631-63-9
塩化水銀(II)	7487-94-7
硫酸水銀	7783-35-9
硝酸第2水銀	10045-94-0
酸化水銀(II)	21908-53-2
硫化第2水銀	1344-48-5
その他の水銀化合物	-

表 - ニッケル

ニッケル	CAS 番号
ニッケル	7440-02-0

表 - オゾン層破壊物質／異性体\*

オゾン層破壊物質／異性体※	CAS 番号
トリクロロフルオロメタン	75-69-4
ジクロロジフルオロメタン(CFC12)	75-71-8
塩化フッ化メタン(CFC 13)	75-72-9
ペンタクロロフルオロエタン(CFC 111)	354-56-3
テトラクロロジフルオロエタン(CFC 112)	76-12-0

オゾン層破壊物質／異性体※ (続き)	CAS 番号
トリクロロトリフルオロエタン(CFC 113)	354-58-5
1,1,2トリクロロ-1,2,2トリフルオロエタン	76-13-1
ジクロロテトラフルオロエタン(CFC 114)	76-14-2
モノクロロペンタフルオロエタン (CFC 115)	76-15-3
ヘプタクロロフルオロプロパン (CFC 211)	422-78-6 135401-87-5
ヘキサクロロジフルオロプロパン (CFC 212)	3182-26-1
ペンタクロロトリフルオロプロパン (CFC 213)	2354-06-5 134237-31-3
テトラクロロテトラフルオロプロパン (CFC 214)	29255-31-0
1,1,1,3-テトラクロロテトラフルオロプロパン	2268-46-4
トリクロロペンタフルオロプロパン (CFC 215)	1599-41-3
1,1,1-トリクロロペンタフルオロプロパン	4259-43-2
1,2,3-トリクロロペンタフルオロプロパン	76-17-5
ジクロロヘキサフルオロプロパン (CFC 216)	661-97-2
モノクロロヘプタフルオロプロパン (CFC 217)	422-86-6
ブロモクロロジフルオロメタン (ハロン1211)	353-59-3
ブロモトリフルオロメタン (ハロン1301)	75-63-8
ジブロモテトラフルオロエタン (ハロン2402)	124-73-2
四塩化炭素 (テトラクロロメタン)	56-23-5
1,1,1, - トリクロロエタン (メチルクロロホルム)およびその異性体、 ただし1,1,2 -トリクロロエタンを除く	71-55-6
ブロモメタン (臭化メチル)	74-83-9
ジブロモフルオロメタン	1868-53-7
ブロモジフルオロメタン	1511-62-2
ブロモフルオロメタン	373-52-4
テトラブロモフルオロエタン	306-80-9
トリブロモジフルオロエタン	-
ジブロモトリフルオロエタン	354-04-1
ブロモテトラフルオロエタン	124-72-1
トリブロモフルオロエタン	-
ジブロモジフルオロエタン	75-82-1
ブロモトリフルオロエタン	421-06-7
ジブロモフルオロエタン	358-97-4
ブロモジフルオロエタン	420-47-3
ブロモフルオロエタン	762-49-2
ヘキサブロモフルオロプロパン	-
ペンタブロモジフルオロプロパン	-
テトラブロモトリフルオロプロパン	-
トリブロモテトラフルオロプロパン	-
ジブロモペンタフルオロプロパン	431-78-7
ブロモヘキサフルオロプロパン	2252-78-0
ペンタブロモフルオロプロパン	-
テトラブロモジフルオロプロパン	-
トリブロモトリフルオロプロパン	-
ジブロモテトラフルオロプロパン	-
ブロモペンタフルオロプロパン	460-88-8

オゾン層破壊物質／異性体※ (続き)	CAS 番号
テトラブロモフルオロプロパン	-
トリブロモジフルオロプロパン	70192-80-2
ジブロモトリフルオロプロパン	431-21-0
ブロモテトラフルオロプロパン	679-84-5
トリブロモフルオロプロパン	75372-14-4
ジブロモジフルオロプロパン	460-25-3
ブロモトリフルオロプロパン	421-46-5
ジブロモフルオロプロパン	51584-26-0
ブロモジフルオロプロパン	-
ブロモフルオロプロパン	1871-72-3
ブロモクロロメタン	74-97-5

\*注: これらの物質はここに列挙されていない異性体を含む可能性があります。CAS No. の付いた異性体は、入手可能となったときに加えられています。

表 - オゾン層破壊物質-ハイドロクロロフルオロカーボン類／異性体\*

ハイドロクロロフルオロカーボン類／異性体※	CAS 番号
ジクロロフルオロメタン (HCFC 21)	75-43-4
クロロジフルオロメタン (HCFC 22)	75-45-6
クロロフルオロメタン (HCFC 31)	593-70-4
テトラクロロフルオロエタン (HCFC 121)	134237-32-4
1,1,1,2-テトラクロロ-2-フルオロエタン (HCFC 121a)	354-11-0
1,1,2,2-テトラクロロ-1-フルオロエタン	354-14-3
トリクロロジフルオロエタン (HCFC 122)	41834-16-6
1,2,2-トリクロロ-1,1-ジフルオロエタン	354-21-2
ジクロロトリフルオロエタン(HCFC 123)	34077-87-7
ジクロロ-1,1,2-トリフルオロエタン	90454-18-5
1,1-ジクロロ-2,2,2-トリフルオロエタン	306-83-2
1,2-ジクロロ-1,1,2-トリフルオロエタン (HCFC-123a)	354-23-4
1,1-ジクロロ-1,2,2-トリフルオロエタン (HCFC-123b)	812-04-4
クロロテトラフルオロエタン (HCFC 124)	63938-10-3
2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン	2837-89-0
1-クロロ-1,1,2,2-テトラフルオロエタン (HCFC 124a)	354-25-6
トリクロロフルオロエタン (HCFC 131)	27154-33-2;(134237-34-6)
1-フルオロ-1,2,2-トリクロロエタン	359-28-4
1,1,1-トリクロロ-2-フルオロエタン (HCFC131b)	811-95-0
1-クロロ-1-フルオロエタン (HCFC-151)	1615-75-4
ジクロロジフルオロエタン (HCFC 132)	25915-78-0
1,2-ジクロロ-1,1-ジフルオロエタン (HCFC 132b)	1649-08-7
1,1-ジクロロ-1,2-ジフルオロエタン (HFCF 132c)	1842-05-3
1,1-ジクロロ-2,2-ジフルオロエタン	471-43-2
1,2-ジクロロ-1,2-ジフルオロエタン	431-06-1
クロロトリフルオロエタン (HCFC 133)	1330-45-6
1-クロロ-1,2,2-トリフルオロエタン	1330-45-6
2-クロロ-1,1,1-トリフルオロエタン (HCFC-133a)	75-88-7
ジクロロフルオロエタン(HCFC 141)	1717-00-6; (25167-88-8)
1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン (HCFC-141b)	1717-00-6
1,2-ジクロロ-1-フルオロエタン	430-57-9

ハイドロクロロフルオロカーボン類／異性体※ (続き)	CAS 番号
クロロジフルオロエタン (HCFC 142)	25497-29-4
1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン (HCFC142b)	75-68-3
1-クロロ-1,2-ジフルオロエタン (HCFC142a)	25497-29-4
ヘキサクロロフルオロプロパン (HCFC 221)	134237-35-7
ペンタクロロジフルオロプロパン (HCFC 222)	134237-36-8
テトラクロロトリフルオロプロパン (HCFC 223)	134237-37-9
トリクロロテトラフルオロプロパン (HCFC 224)	134237-38-0
ジクロロペンタフルオロプロパン,(エチン, フルオロ-)(HCFC225)	127564-92-5; (2713-09-9)
2,2-ジクロロ-1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン (HCFC 225aa)	128903-21-9
2,3-ジクロロ-1,1,1,2,3-ペンタフルオロプロパン (HCFC 225ba)	422-48-0
1,2-ジクロロ-1,1,2,3,3-ペンタフルオロプロパン (HCFC 225bb)	422-44-6
3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン (HCFC 225ca)	422-56-0
1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン (HCFC 225cb)	507-55-1
1,1-ジクロロ-1,2,2,3,3-ペンタフルオロプロパン (HCFC 225cc)	13474-88-9
1,2-ジクロロ-1,1,3,3,3-ペンタフルオロプロパン (HCFC 225da)	431-86-7
1,3-ジクロロ-1,1,2,3,3-ペンタフルオロプロパン (HCFC 225ea)	136013-79-1
1,1-ジクロロ-1,2,3,3,3-ペンタフルオロプロパン (HCFC 225eb)	111512-56-2
クロロヘキサフルオロプロパン (HCFC 226)	134308-72-8
ペンタクロロフルオロプロパン (HCFC 231)	134190-48-0
テトラクロロジフルオロプロパン (HCFC 232)	134237-39-1
トリクロロトリフルオロプロパン (HCFC 233)	134237-40-4
1,1,1-トリクロロ-3,3,3-トリフルオロプロパン	7125-83-9
ジクロロテトラフルオロプロパン (HCFC 234)	127564-83-4
クロロペンタフルオロプロパン (HCFC 235)	134237-41-5
1-クロロ-1,1,3,3,3-ペンタフルオロプロパン	460-92-4
テトラクロロフルオロプロパン (HCFC 241)	134190-49-1
トリクロロジフルオロプロパン (HCFC 242)	134237-42-6
ジクロロトリフルオロプロパン (HCFC 243)	134237-43-7
1,1-ジクロロ1,2,2-トリフルオロプロパン	7125-99-7
2,3-ジクロロ1,1,1-トリフルオロプロパン	338-75-0
3,3-ジクロロ1,1,1-トリフルオロプロパン	460-69-5
クロロテトラフルオロプロパン (HCFC 244)	134190-50-4
3-クロロ-1,1,2,2-テトラフルオロプロパン	679-85-6
トリクロロフルオロプロパン (HCFC 251)	134190-51-5
1,1,3-トリクロロ-1-フルオロプロパン	818-99-5
ジクロロジフルオロプロパン (HCFC 252)	134190-52-6
クロロトリフルオロプロパン (HCFC 253)	134237-44-8
3-クロロ-1,1,1-トリフルオロプロパン (HCFC 253fb)	460-35-5
ジクロロフルオロプロパン (HCFC 261)	134237-45-9
1,1-ジクロロ1-フルオロプロパン	7799-56-6
クロロジフルオロプロパン (HCFC 262)	134190-53-7
2-クロロ-1,3-ジフルオロプロパン	102738-79-4
クロロフルオロプロパン (HCFC 271)	134190-54-8
2-クロロ-2-フルオロプロパン	420-44-0

\*注: これらの物質はここに列挙されていない異性体を含む可能性があります。CAS No. の付いた異性体は、入手可能となったときに加えられています。



表 - 過塩素酸塩化合物

過塩素酸塩化合物	CAS 番号
過塩素酸リチウム	7791-03-9
その他過塩素酸塩化合物	-

表 - PFOS 化合物

PFOS 化合物	CAS 番号
パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS) C <sub>8</sub> F <sub>17</sub> SO <sub>2</sub> X, X は OR, NR または他の誘導品	-

表 - フェノール、2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-yl)-4,6-ビス(1,1-ジメチルエチル)

フェノール、2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-yl)-4,6-ビス(1,1-ジメチルエチル)	CAS 番号
フェノール、2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-yl)-4,6-ビス(1,1-ジメチルエチル)	3846-71-7

表 - フタル酸エステル類

フタル酸エステル類	CAS 番号	EC 番号
フタル酸ブチルベンジル (BBP)	85-68-7	201-622-7
フタル酸ジブチル(DBP)	84-74-2	201-557-4
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	117-81-7	204-211-0
フタル酸ジイソデシル (DIDP)	26761-40-0 68515-49-1	該当なし
フタル酸ジイソノニル (DINP)	28553-12-0 68515-48-0	該当なし
フタル酸ジ-n-オクチル (DNOP)	117-84-0	該当なし

表 - ポリ臭化ビフェニル類(PBB 類) \*

PBB 類	CAS 番号
ポリ臭化ビフェニル類	59536-65-1
ジブロモビフェニル	92-86-4
2-ブロモビフェニル	2052-07-5
3-ブロモビフェニル	2113-57-7
4-ブロモビフェニル	92-66-0
トリブロモビフェニル	59080-34-1
テトラブロモビフェニル	40088-45-7
ペンタブロモビフェニル	56307-79-0
ヘキサブロモビフェニル	59080-40-9
ヘキサブロモ-1,1'-ビフェニル	36355-01-8
ファイアーマスター FF-1 (Firemaster FF-1)	67774-32-7
ヘプタブロモビフェニル	35194-78-6

PBB 類 (続き)	CAS 番号
オクタブロモビフェニル	61288-13-9
ノナブロモ-1, 1'-ビフェニル	27753-52-2
デカブロモビフェニル	13654-09-6

\* EU 指令 2002/95/EC の定義による。

表 - ポリ臭化ジフェニル・エーテル類(PBDE 類) \*

PBDE 類	CAS 番号
ブロモジフェニルエーテル	101-55-3
ジブロモジフェニルエーテル	2050-47-7
トリブロモジフェニルエーテル	49690-94-0
テトラブロモジフェニルエーテル	40088-47-9
ペンタブロモジフェニルエーテル (注:市販の PeBDPO は、種々の臭素化ジフェニルオキシドを含む複雑な反応混合物である)	32534-81-9 (商用銘柄の PeBDPO に使用される CAS No.)
ヘキサブロモジフェニルエーテル	36483-60-0
ヘクタブロモジフェニルエーテル	68928-80-3
オクタブロモジフェニルエーテル	32536-52-0
ノナブロモジフェニルエーテル	63936-56-1
デカブロモジフェニルエーテル	1163-19-5

\* EU 指令 2002/95/EC の定義による。

表 - ポリ塩化ビフェニル類(PCB 類)および特定代替品

ポリ塩化ビフェニル類(PCB 類)	CAS 番号
ポリ塩化ビフェニル類(全ての異性体および同族体)	1336-36-3
モノメチル-テトラクロロ-ジフェニルメタン(Ugilec 141)	76253-60-6
モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン(Ugilec 121, Ugilec 21)	81161-70-8
モノメチル-ジブロモ-ジフェニルメタン(DBBT)	99688-47-8

表 - ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)

ポリ塩化ターフェニル類(PCT 類)	CAS 番号
PCT (ポリ塩化ターフェニル) (全ての異性体および同族体)	61788-33-8

表 - ポリ塩化ナフタレン

ポリ塩化ナフタレン	CAS 番号
ポリ塩化ナフタレン	70776-03-3
その他のポリ塩化ナフタレン	-

表 - ポリ塩化ビニル(PVC)

ポリ塩化ビニル	CAS 番号
ポリ塩化ビニル(PVC)	9002-86-2

表 - 放射性物質(放射性同位元素)

放射性物質	CAS 番号
ウラン-238	7440-61-1
ラドン	10043-92-2
アメリシウム-241	14596-10-2
トリウム-232	7440-29-1
セシウム(放射性同位元素のみ)	7440-46-2 (Cs-137 010045-97-3)
ストロンチウム(放射性同位元素のみ)	(元素 7440-24-6) (Sr-90 10098-97-2)
その他の放射性物質	-

注: 自然由来のものは除きます。

表 - 短鎖型塩化パラフィン(C10-13)

短鎖型塩化パラフィン(C10-13)	CAS 番号	EC 番号
短鎖型塩化パラフィン(C10-13)	85535-84-8	287-476-5

注: カーボンの長さが 10~13 原子の短鎖型塩化パラフィンのみを対象とします。

表 - 一部のトリブチルスズ(TBT 類)およびトリフェニルスズ(TPT 類)

一部のトリブチルスズ、トリフェニルスズ	CAS 番号
トリフェニルスズ=N,N'-ジメチルジチオカルバマート	1803-12-9
トリフェニルスズ=フルオリド	379-52-2
トリフェニルスズ=アセタート	900-95-8
トリフェニルスズ=クロリド	639-58-7
トリフェニルスズ=ヒドロキシド	76-87-9
トリフェニルスズ脂肪酸塩(C=9~11)	18380-71-7 18380-72-8 47672-31-1 94850-90-5
トリフェニルスズ=クロロアセタート	7094-94-2
トリブチルスズ=メタクリラート	2155-70-6
ビス(トリブチルスズ)=フマラート	6454-35-9
トリブチルスズ=フルオリド	1983-10-4
ビス(トリブチルスズ)=2,3-ジブロモスクシナート	31732-71-5
トリブチルスズ=アセタート	56-36-0

一部のトリブチルスズ、トリフェニルスズ（続き）	CAS 番号
トリブチルスズ=ラウラート	3090-36-6
ビス(トリブチルスズ)=フタラート	4782-29-0
アルキル=アクリラート、メチル=メタクリラート、およびトリブチルスズ=メタクリラートの共重合物(アルキル;C=8)	67772-01-4
トリブチルスズ=スルファマート	6517-25-5
ビス(トリブチルスズ)マレアート	14275-57-1
トリブチルスズ=クロリド	1461-22-9, 7342-38-3
トリブチルスズ=シクロペンタンカルボキシラートおよびその類縁化合物(トリブチルスズ=ナフテン酸)の混合物	85409-17-2
トリブチルスズ=1,2,3,4,4a,4b,5,6,10,10a-デカヒドロ-7-イソプロピル-1,4a-ジメチル-1-フェナントレンカルボキシラート及びその類縁化合物(トリブチルスズ=ロジンソルト)の混合物	26239-64-5

表 - トリブチルスズ=オキシド

トリブチルスズ=オキシド	CAS 番号	EC 番号
ビス(トリ-n-ブチルスズ)=オキシド	56-35-9	200-268-0

表 - リン酸トリス (2-クロロエチル) (TCEP)

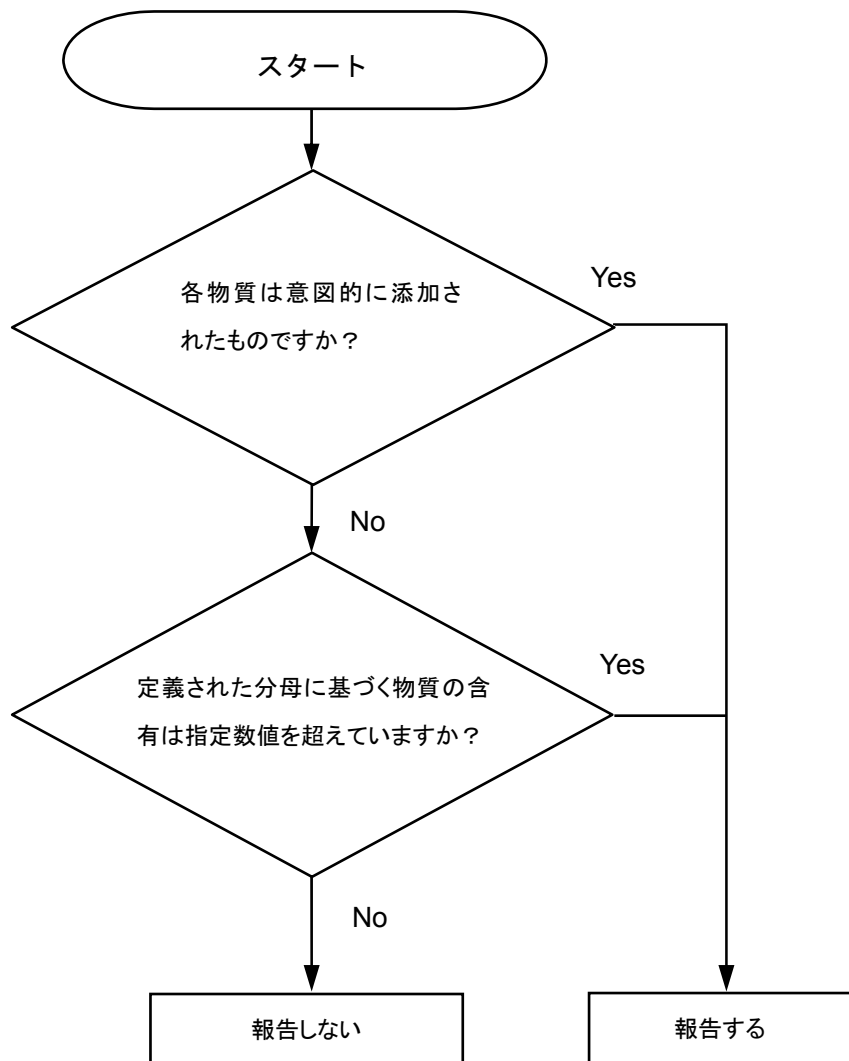
リン酸トリス (2-クロロエチル)	CAS 番号	EC 番号
リン酸トリス (2-クロロエチル) (TCEP)	115-96-8	-

別表 C(規範) 二つの閾値レベルと報告のフローチャート

図 C-1 報告のフローチャート

注:

このフローチャートは同じ物質群で、同じ報告用途として複数の閾値レベルが設定されている場合にのみ適用されます。



別表 D (規範) データフィールド群

No	種類	データフィールド	ステータス	説明
1	開示	日付(日付タイムスタンプ、例: 日-月-年)	必須	開示には日付と時間を示す情報を含みます。
		開示の注記	任意	開示に関する追加情報を記載することができます。
2	情報発信者	会社名	必須	会社名
		DUNS	任意	Dun & Bradstreet 社の Data Universal Numbering System <a href="http://www.dnb.com">http://www.dnb.com</a> D&BのD-U-N-S番号は、全世界の企業を追跡するための規格であり、一意の9桁のコードによって世界中の6,000万社以上の企業を識別しリンクするのに役立ちます。
		住所	任意	会社の住所
		担当者	任意	会社の担当者
		電子メールアドレス	任意	担当者の電子メールアドレス
3	製品	製品の名称	必須	回答者が提供している商品 (例: アセンブリー, サブアセンブリー, コンポーネント)
		供給者の製品の番号	必須	サプライヤの製品番号
		受領者の製品の番号	任意	顧客の製品番号
		製品の総質量(g)	必須	製品の総質量(g) ISO31 で定義された SI 単位にて開示しなければなりません。
4	物質群/物質	物質群/物質の名称	必須	別表Aより(規範)
		閾値レベルを超える物質群/物質が存在するか否か(Y/N)	任意	開示対象の製品の中に閾値レベルを超える物質群/物質が含まれないことを開示する。要望された場合にはネガティブデklarেশンの報告が認められます。
		物質のCAS番号、EC番号 又はISO番号	必須* 任意	物質を識別するための化学情報検索サービス機関の付番システム、ISO国際標準番号。 *表AでCAS番号又はEC番号で示されている物質は必須。
		物質群/物質の質量(g)	必須	閾値レベルを超える含有がある物質の質量(g)。ISO31で定義されたSI単位にて開示しなければなりません。
		物質群/物質 (wt %)	任意	閾値レベルを超える含有がある物質の重量パーセント。
		物質の詳細な情報	任意	使用部位/用途の情報。例えば RoHS の遵守などを確認するために必要となる場合があります。
		物質の詳細な注記	任意	物質に関する追加情報。該当する場合には、放射能に関する追加情報(放射性同位元素の名称とコード、最大放射能レベル(MBq)、標準的放射能レベル(MBq)など)

## 別表 E（参考情報）含有化学物質情報開示フォーマットの例

この別表には本ガイドラインの要求に合致する同一製品の二つの開示例が示されています。例1は必須データフィールドのみに限定した最も基本的な書式を表わし、例2はより詳細なものです。これには全ての必須データフィールドが表示してあり、更に任意の「ネガティブデklarレーション」フィールドと「物質の詳細情報」フィールドを含んでいます。

### 例1： 必須データフィールドが記載された含有化学物質情報開示フォーマットの例

日付： 2009年7月21日

会社名： Any Company

製品名： モーター

製品番号： 001

製品の総質量 (g): 500.0 g

物質群名	物質の質量(g)
鉛／鉛化合物	0.2
ポリ塩化ビニル(PVC)	2.0

### 例2： 任意データフィールドのネガティブデklarレーションが記載された含有化学物質情報開示フォーマットの例

日付： 2009年7月21日

会社名： Any Company

製品名： モーター

製品番号： 001

製品の総質量 (g): 500.0 g

### 基準 1 – R (法規制対象) 物質 の開示:

物質群名	物質群が閾値レベルを 越えて含有するか否か (Y/N)	物質の質量 (g)	物質の詳細 情報
アスベスト類	N		
一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	N		
カドミウム／カドミウム化合物	N		
六価クロム化合物	N		
五酸化二ヒ素	N		

物質群名	物質群が閾値レベルを 越えて含有するか否か (Y/N)	物質の質量 (g)	物質の詳細 情報
三酸化二ヒ素	N		
フッ素系温室効果ガス(PFC, SF6, HFC)	N		
ホルムアルデヒド	N		
ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD) およびすべての 主要ジアステレオ異性体	N		
鉛／鉛化合物	Y	0.2	はんだ
水銀／水銀化合物	N		
ニッケル	N		
オゾン層破壊物質	N		
過塩素酸塩	N		
パーフルオロオクタン sulfon 酸塩 (PFOS)	N		
フェノール、2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-yl)-4,6-ビス(1,1- ジメチルエチル)	N		
フタル酸エステル類 DEHP, DBP, BBP	N		
フタル酸エステル類 DINP, DIDP, DNOP	N		
ポリ臭化ビフェニル類(PBB 類)	N		
ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)	N		
デカ-BDE (PBDE)	N		
ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類) および特定代替品	N		
ポリ塩化ターフェニル類 (PCT類)	N		
ポリ塩化ナフタレン(塩素原子3個以上)	N		
放射性物質	N		
短鎖型塩化パラフィン(C10-C13)	N		
一部のトリブチルスズ(TBT)、トリフェニルスズ(TPT)	N		
トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	N		



**基準 2 – A(評価用のみ)の物質の開示:**

物質群名	物質群が閾値レベルを 越えて含有するか否か (Y/N)	物質の質量 (g)	物質の詳細 情報
リン酸トリス (2-クロロエチル) (TCEP)	N		

**基準 3 – I(情報提供用のみ)の物質の開示:**

物質群名	物質群が閾値レベルを 越えて含有するか否か (Y/N)	物質の質量 (g)	物質の詳細 情報
酸化ベリリウム(BeO)	N		
臭素系難燃剤 (PBB 類、PBDE 類 又は HBCDD を除く)	N		
ポリ塩化ビニル(PVC)	Y	2.0	電線

**その他の含有化学物質情報開示フォーマットの例:**

以下を参照して下さい。

JGPSSI – <http://www.jgpssi.jp/>

RosettaNet – <http://www.rosettanet.org>

IPC 1752 – [www.ipc.org/ipc-175x](http://www.ipc.org/ipc-175x)

## 別表 F (参考情報) REACH スクリーニング方法

化学製品の登録、評価、認可および制限(REACH)に関するEUの規則は2007年6月1日に発効しました。REACH 33条は一部の化学品情報を受領者および消費者に提供することを求め、また7.2条は、候補リストにあげられる高懸念物質(SVHC)を含んでいるアーティクルについて、欧州化学品庁(ECHA)に届出することを求めています。最初の候補リストは2008年10月28日に発表されました。候補リスト上のある物質がアーティクル中で0.1重量%を超える場合は、直ちに受領者に通知しなければなりません。さらに、法人のすべてのアーティクルに含まれているそのような物質の量が年間1トンを超える場合には、届出の義務が生じます(2011年6月1日より実施)。

REACH は全産業を通じて化学品を規制するため、候補リストで公表した全ての物質が電気電子業界の製品に存在するわけではありません。そのためJIGでは包括的なスクリーニング方法を導入しています。これにより電気電子業界の製品の開示に関連した物質の選別が可能です。

この選別方法を用いて関連開示物質を特定する条件として、下記3つの基準と点数が用意されています。

- 1) 物質がCAS番号またはEC番号で判別できる(1点)。この基準に合致しない物質は「-10点」となります。
- 2) 物質が製造後も製品中に残留し得る(1点)。この基準は最終製品の一部ではない製造用物質(例えば気体や液体)は除きます。この基準に合致しない物質は「-10点」となります。
- 3) 物質が電気電子業界の製品中に使用されているとの用途情報がある(各用途のタイプごとに1点を追加)。このような情報はアクセスの容易な化学物質に関する公開データベースや、REACH関連のEU加盟国の関連書類(利用できる場合)のような書類に含まれる情報から収集できます。また工業用化学品の専門家の技術知識を応用して、電気電子製品中の物質の公知の、過去および現在の使用履歴を判断します。

最初の2つの基準に対して「1点」がついた物質のみが更に基準3の点数を得られます。合計点数3以上の物質が最終チェックと各団体の承認の後に、JIG別表の報告すべき物質のリストに含まれます。

上記の包括的なスクリーニング方法は、2008年10月28日にECHAが公開した15種類の物質の候補リストに適用されました。その結果、8種類の物質が関連基準に合致することが分かりました。この8種類の物質は別表A (表A)中の”基準1-R”に表示されており、速やかな報告が法的に義務づけられていることを示しています。このスクリーニング方法はECHAの発表したRegistry of Intentionsの中に表示された7種類の物質にも適用されました。この登録により、将来SVHCを認知する案を提出する加盟国の意図に関する情報が得られます。Registry of Intentions は将来候補リストに移される物質の早期の情報源として使い、またJIGの利用者が先取りしてREACHに備えることが出来ます。Registry of Intentions からは、一つの物質が基準に合致し、法的な報告義務の発効期日が未定であることを反映して、別表A (表A)中の”基準2-A”としてリストに掲載されています。

図 F-1（次ページ）はREACHスクリーニングプロセスを、ECHAのホームページに2008年10月28日に公開された候補リストの15物質と Registry of Intentions の物質に適用した例です。スクリーニング基準に合致した物質は一番右の欄に星印（\*）で表示されています。

注： このJIG REACHスクリーニングリストを基準として提供されるサプライヤ情報は、アーティクルに対するREACH規則の33条の情報提供と7.2条の届出義務に関する順法適合を保証するものではありません。遵法に関しては弁護士にご相談ください。

図 F-1: JIGのREACHスクリーニングプロセス点数シート

## 電気電子製品関連のJIG REACHスクリーニング方法

			適用用途(電気電子製品へのプラス要因)																	REACHスクリーニングをパスし、JIGに追加
			該当なし	CAS # 又は EC # あり	製品中に残留せず	製品中に残留	染料・顔料	表面仕上げ(インク、塗料、めっき)	界面活性剤/潤滑剤	酸化防止剤	絶縁体				プラスチック、ゴムの添加剤および他のポリマー					
											添加剤	防腐剤	添加剤	添加剤	光分解防止剤	難燃剤	可塑剤	充填剤	他の添加剤(例:硬化剤、加硫剤など)	
<b>2008年10月28日公開の候補リスト</b>																				
No.	物質名	CAS #	EC #	-10	1	-10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	合計点
1	Anthracene	120-12-7	204-371-1		1		1													2
2	4,4'- Diaminodiphenylmethane	101-77-9	202-974-4		1		1													2
3	Dibutyl phthalate	84-74-2	201-557-4		1		1	1					1					1		8 *
4	Cobalt dichloride	7646-79-9	231-589-4		1		1													2
5	Diarsenic pentaoxide	1303-28-2	215-116-9		1		1	1					1							7 *
6	Diarsenic trioxide	1327-53-3	215-481-4		1		1	1					1						1	8 *
7	Sodium dichromate	7789-12-0, 10588-01-9	234-190-3		1		1													2
8	5-tert-butyl-2,4,6-trinitro-m-xylene (musk xylene)	81-15-2	201-329-4		1		1													2
9	Bis (2-ethyl(hexyl)phthalate) (DEHP)	117-81-7	204-211-0		1		1	1										1		6 *
10	Hexabromocyclododecane (HBCDD) and all major diastereoisomers identified (α-HBCDD, β-HBCDD, γ-HBCDD)	134237-50-6, 134237-51-7, 134237-52-8	247-148-4 and 221-695-9		1		1											1		3 *
11	Alkanes, C10-13, chloro (Short Chain Chlorinated Paraffins)	85535-84-8	287-476-5		1		1		1									1	1	5 *
12	Bis(tributyltin)oxide	56-35-9	200-268-0		1		1	1												5 *
13	Lead hydrogen arsenate	7784-40-9	232-064-2		1		1													2
14	Benzyl butyl phthalate	85-68-7	201-622-7		1		1	1											1	6 *
15	Triethyl arsenate	15606-95-8	427-700-2		1		1													2
<b>合計</b>																				<b>8</b>
<b>(Registry of Intentions)</b>																				
1	Residues (coal tar), pitch distn. ; Pitch Redistillate	92061-94-4	295-507-9		1		1													2
2	Distillates (coal tar), heavy oils ; Heavy Anthracene Oil	90640-86-1	292-607-4		1		1													2
3	Distillates (coal tar), heavy oils, pyrene fraction ; Heavy Anthracene Oil Redistillate	91995-42-5	295-304-5		1		1													2
4	Distillates (coal tar), pitch, pyrene fraction ; Heavy Anthracene Oil	91995-52-7	295-313-4		1		1													2
5	Pitch, coal tar, high-temp. ; Pitch	65996-93-2	266-028-2		1		1													2
6	tris(2-chloroethyl)phosphate	115-96-8			1		1											1		4 *
7	Arsenic and its salts			-10			1													-9
<b>合計</b>																				<b>1</b>

## 別表 G (参考情報) JIGの改訂プロセス

法規制および業界の化学物質開示要件の変更にしたいがい、本ガイドラインは年 1 回基準で更新されることになっています。メンテナンスプロセスは下記の通りです。

メンテナンスプロセスにおいて、本文とその別表類をチェックします。JIG の報告すべき物質リストに特に注目して、それが最新のものであることを確認し、下記事項をチェックします。

- 報告すべき物質リスト(別表 A): 追加、変更 または削除;
- 詳細物質リスト (別表 B): 追加、変更 または削除;
- 閾値レベルの見直し。

### 組織体制

- 国際 JIG 運営委員会 (SC):
  - a. CEA、DIGITALEUROPE および JGPSSI の代表で構成される
  - b. SC のメンバーは、それぞれの地域における代表、副代表および改訂検討チームリーダーとなる。
  - c. 運営委員会事務局は CEA に設置されることになる。
- 改訂検討チーム (RRT):
  - a. CEA、DIGITALEUROPE および JGPSSI によって個別に結成されることになる  
これら 3 つの団体は、CEA – 米国、DIGITALEUROPE – 欧州、JGPSSI – 日本と言う様に、  
それぞれの地域の責任を担い、それぞれの RRT におけるメンバーの構成にも責任を負う。
  - b. 利害関係者の参加は各地域で取り扱われ(これらは各団体の裁量に任せられている);  
そして、
  - c. それぞれの地域における法規制の更新に関する主導的な役割を担う。

### 年次改訂プロセスとスケジュール案

- 各地域における改訂検討チームによる検討 (毎年 5 月 – 7 月)
  - 各改訂検討チームの議事録が他の地域と共有されることになる。
- 改訂要請書の作成 (毎年 7 月 – 8 月)
  - 特に地域の責任に焦点を合わせている各地域の改訂検討チームによって個別に作成され、8 月末までに他の地域のチームと共有される。
- 改訂要請書の検討 (毎年 9 月 – 11 月)
  - 提出された改訂要請書に関する地域間の検討および意見交換。
  - 提出された改訂要請書に関する仮の決定が運営委員会の会議によって用意されることになる。

- 国際運営委員会(SC)の会合 (毎年 12 月)
  - この会合の目的は、各団体の改訂要請書の検討結果を審査して最終結論を下すことである。
  - この会合の開催地は地域間で輪番制となる。
- 改訂された JIG の編集 (毎年 1 月)
  - CEA の事務局が、SC の決定を反映して改訂された JIG を編集することになる。
- 改訂版 JIG の各団体内承認(毎年 2 月)
  - 承認プロセスは各団体の裁量にゆだねられる。
- 改訂された JIG の公開 (毎年 3 月)
  - CEA の事務局が、改訂された JIG を 3 月 15 日に公開する予定。
  - CEA の事務局が共同プレスリリースを行う。

注：別表は、短縮的見直しプロセスと加速投票スケジュールに従って暫定的改訂として修正または追加を行う事が出来ます。例として：迅速なメンテナンス活動を要求する法規制動向に基づく別表 A の修正。他のすべてのメンテナンス活動は上記の定期的年間メンテナンスプロセスに従うことになります。JIG 改訂版は JIG -101 Ed. x.y. と称され、ここで「x」は年次改訂を意味し、「y」は中間の改訂を示します。

別表 H (参考情報) JIGの改訂履歴

この章では、JIGの作成における重要な節目を列挙します。

JIG改訂版 #	発行年月	改訂の要約
JIG-101	2005年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>このシリーズの最初のガイドライン</li> <li>2つの基準のコンセプト:規制 (レベルA) と市場の要求 (レベルB)</li> </ul>
JIG-101A	2007年9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>開示すべき化学物質のリストおよびその別表の微小の変更 主にポリ塩化ターフェニルの追加やニッケルに関する報告閾値の改訂といった規制の更新および何らかの編集上の変更</li> <li>読みやすさを向上させるために、レベルAとB双方について、材料や化学物質、閾値レベル、法律と規制の情報および使用例が、複数の別表から結合されている</li> <li>JIG-101で導入済みだがすべてのユーザによって理解されているわけではない2種の報告レベル (数値の閾値または「意図的添加」) のコンセプトを詳細に説明するために閾値レベルと報告レベルのフローチャートが追加されている。</li> </ul>
JIG-101 Ed. 2.0	2009年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>電池がJIGによって明示的に対象とされる。この用途に適用される特定の閾値レベルが表Aに追加された。</li> <li>法律が特定の用途における化学物質を制限している場合には、当該制限が掲載されている。ただし、対象となる用途において使用される場合に限り開示が必要とされる。</li> <li>規制の更新が、JIGの開示すべき化学物質のリストの改訂の誘因となった。 酸化ベリリウム、フッ素系温室効果ガス、パーフルオロオクタンスルホン酸塩、フェノール、2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ビス(1,1-ジメチルエチル)-が追加され、いくつかの閾値が適応されている。</li> <li>3つの基準によって化学物質を開示すべきかどうか判断される。これらの改訂された基準が、レベルAとレベルBの開示に関する以前の基準に取って代わる。これらの基準は、より積極的に、かつ業界の幅広い合意の下で役割を果たすように改訂されている。</li> <li>全ての報告すべき物質が単一のリストに掲載される。このJIGの報告すべき物質のリストには、掲載の理論的根拠も記載されている (基準1-R(法規制対象)、2-(評価用のみ)、3-(情報提供用</li> </ul>

		<p>のみ))。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 閾値レベルを決定する基準を追加した。</li> <li>● ヨーロッパの REACH 規則 (EC 1907/2006) が2007年6月1日に発効した。電気電子製品に関しては、7.2条(届出)と 33条 (情報提供)の両方で、製品中に0.1重量%以上含まれるREACH 候補リストに掲載されている高懸念物質(SVHC)についての知見を要求している。電気電子業界に関連するSVHCを抽出するために、包括的科学的スクリーニング方法が確立され、本ガイドラインの中に含まれている。2008年10月28日公開の候補リストと Registry of Intentions (ROI) へのスクリーニング方法の適用により、開示に相当と判断された物質を別表Aに追加した。ROI からの関連物質は将来候補リストに移され可能性があり、これらの物質を含めることでJIG 利用者のREACHへの先取りした準備が可能となった。</li> <li>● メンテナンスの章が追加され、JIG-101の将来の年次的な改訂に適用される定期的な更新サイクルを詳述している。</li> <li>● 履歴の章が追加されている。</li> </ul>
--	--	--



**DIGITALEUROPE    CEA    JGPSSI**  
**IPC            ITI**  
**EIA            JEDEC        TIA**